

# 総合支援資金のしおり -生活福祉資金-

社会福祉法人 三重県社会福祉協議会

総合支援資金貸付は、失業等により日常生活全般に困難を抱えている方を対象に、必要な資金の貸付けと、生活困窮者自立支援制度に基づいて、社会福祉協議会やハローワーク等による継続的な相談支援を行い、生活の立て直しや経済的自立を目的としています。

## 貸付条件

資金の種類	生活支援費	住宅入居費	一時生活再建費
資金使途	生活再建までに必要な生活費用	敷金、礼金等の住宅に入居するために必要な費用	日常生活費で賄うことが困難な、生活再建に必要な一時的な費用
貸付金額	単身世帯 月額15万円以内 2人以上世帯 月額20万円以内	40万円以内	60万円以内
貸付期間	分割 原則3ヵ月	一括	一括
貸付利子	無利子（連帯保証人を確保できなければ年1.5%）		
延滞利子	年3.0%		
連帯保証人	原則1名必要（なしの場合は有利子） 別世帯で県内在住の年間を通して所得税が課税されている65歳未満の方		
据置期間	最終貸付日から 6ヵ月以内	最終貸付日（生活支援費とあわせて利用した場合は生活支援費の最終貸付日）から6ヵ月以内	
償還期間	据置期間経過後、10年以内（ただし、65歳までに償還完了となること）		

### 【生活支援費】

- 生活支援費の月額、従前の収入等を基準に審査しますので、貸付金額限度額以下となる場合があります。
- 貸付期間は原則3ヵ月です。住居確保給付金の支給期間を踏まえ、特別の事情で期間の延長が認められる場合もあります。

### 【住宅入居費】

- 貸付額は「入居予定住宅に関する状況通知書」に記載された初期費用と同額となり不動産媒介業者等の口座への送金となります。

### 【一時生活再建費】

- 生活に最低限必要と認められる家具や電化製品の購入費用（テレビ等のAV機器は対象外）。
- 現在の住宅に継続して住む場合の滞納家賃および公共料金などの立て替え費用（滞納した税金や年金保険料の支払いは対象外）。
- 債務整理をするために必要な手続き費用（特に家計相談支援機関及び専門機関との連携を図り自己破産によらない方法で債務整理を行う場合であって償還が見込める場合。なお、借り換え資金や裁判所への予納金は対象外で、法テラスによる支援を受けられる場合には法テラスの支援が優先する）。

## 貸付対象となる方

〈 次の要件にすべて該当する方となります 〉

- ・ 生計中心者として過去2年間に同一雇用主のもとで6ヵ月以上就労していた方
- ・ 就労意欲があり、ハローワークで求職活動をしている方（毎月、市町社会福祉協議会へ就労活動状況の報告が必要となります）
- ・ 住宅を有している。または、住居確保給付金の申請が受理され、住宅の確保が確実に見込まれること
- ・ 雇用保険、職業訓練受講給付金、年金等の公的給付又は貸付を現に受けることができないこと
- ・ 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等の支援を受けていること
- ・ 実施主体及び関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることに同意していること

〈 次の方は貸付対象外です 〉

- ・ 申請者が未成年（婚姻歴がある場合はこの限りではない）
- ・ 生活保護受給中の世帯員
- ・ 生活福祉資金等を滞納している世帯員
- ・ 過去に貸付金の償還を免除した履歴のある世帯員

## 貸付相談・申込み・審査

- (1) 貸付け相談・申込みの窓口は、お住まいの市町社会福祉協議会になります。
- (2) 原則として、自立相談支援事業を利用し、支援を受けることが貸付け要件となります。
- (3) 本事業における利用目的の範囲内において、関係機関等と個人情報の共有を行います。
- (4) 借入申込時の提出書類をもとに、三重県社協で貸付審査を行います。借入申込書類が県社協に到着してから審査結果が出るまでに一週間程度の日数を要します。提出書類に不備・不足があった場合には、更に日数がかかる場合があります。
- (5) 次のような場合には、貸付不承認となることがあります。
  - ・ 申請書類に虚偽の申告をされている場合
  - ・ 資金の使途が制度の趣旨や資金の目的と合致しない場合
  - ・ 全国的生活福祉資金等（臨時特例つなぎ資金含む）の貸付金の償還が滞納中である方（借受人の世帯員を含む）
  - ・ 負債の状況から、貸付を行っても世帯の生計を維持することが困難と判断される場合
  - ・ 世帯に暴力団構成員がいる場合
  - ・ 県社協が行う審査にあたって、各種調査に応じていただけない場合

## 貸付決定と貸付方法

- (1) 審査結果については、通知文書を送付します。
- (2) 資金使途や償還能力等を勘案して、申請金額の減額、据置期間、償還期間の変更をして貸付決定することがあります。
- (3) 審査で貸付決定となった場合、借用書等の契約書類の提出後、借受人名義の口座に送金します。なお、生活支援費については住居確保給付金決定通知書写しの提出後となります。ただし、住居入居費は、不動産媒介業者等へ直接送金します。
- (4) 臨時特例つなぎ資金を利用した場合、生活支援費の送金額は、臨時特例つなぎ資金のその月の償還額を天引きした後の額となります。
- (5) 生活支援費の2回目以降の送金については、毎月20日（金融機関が休業日の場合は前日）になります。
- (6) 自立相談支援事業等において、指導を受けても改善が見られなかった場合には、送金を停止し、貸付契約を終了することがあります。

## 償還について

- (1) 償還は、据置期間後に毎月25日（振替日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）に借受人の指定金融機関口座から償還していただきます。
- (2) 計画通りに償還されない場合は、督促状を送付します。また、状況に応じて法的措置をとる場合もあります。

お問い合わせ・ご相談は、お住まいの市町社会福祉協議会へ